

各種健（検）診

市では下記の検診を実施しています。（内容が変更になる場合があります）

	対象	実施時期	実施場所
結核・肺がん検診	40 歳以上	5 月下旬～ 6 月下旬	各公民館 ※特定健康診査等と同時実施
大腸がん検診	30 歳以上		
前立腺がん検診	50 歳以上男性		
肝炎ウイルス検査	40 歳（※）		
健康診査（健幸 35）	35 ～ 39 歳		
骨粗しょう検査	40・45・50・ 55・60・65・ 70 歳女性	7 月	各公民館
胃がん検診	30 歳以上		
乳がん検診	30 歳以上	8 月	各公民館
子宮がん検診	20 歳以上	6 月～8 月	指定医療機関
とみや歯と歯肉の健診	20・30・40・ 50・60・70 歳	9 ～ 11 月	指定医療機関
脳検診	40・45・50・ 55・60・65・ 70・75 歳	7 ～ 12 月	指定医療機関

内容が変更になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

※ 41 ～ 74 歳で今まで検査を受けたことがない方

高齢者予防接種

【お問い合わせ先】 健康推進課（☎ 358-0512）

市では予防接種法に基づき、高齢者の予防接種費用の一部を負担します。

免疫力が低下している高齢者にとって、インフルエンザや肺炎球菌感染症等により患すると重症化しやすく、带状疱疹も免疫の低下により発症しやすいと言われています。ワクチン接種は、これらの病気の発症予防や特に重症化予防に効果があります。

下記対象者で接種を希望される方および、実施期間や自己負担額等接種の詳細を確認したい方は、担当課までお問い合わせください。

・対象者

■インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種

- (1) 接種日時時点で 65 歳以上の方
- (2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級 1 級相当の障がい有する方

■肺炎球菌予防接種（対象者については、変更になる場合もあります。）

- (1) 接種日時時点で 65 歳の方
- (2) 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害等級 1 級相当の障がい有する方

※過去に肺炎球菌ワクチンを接種された経験がある方は、対象者から除外されます。

■带状疱疹ワクチン予防接種（以下すべてに該当する方）

- (1) 接種日時時点で 50 歳以上の方
- (2) 令和 6 年 3 月以降に接種した方

※生涯に 1 回限り

地域の相談員（民生委員・児童委員、障害者相談員）

相談員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■民生委員・児童委員

【お問い合わせ先】 長寿福祉課（☎ 358-0513）

子どもからお年寄りまで、生活上のあらゆる心配事等の相談に応じ、地域福祉のために幅広い活動を行っています。

【主な相談内容】

- ・高齢者や障がい者等の介護等に関する相談
- ・子育て、教育、学校生活等に関する相談
- ・生活費、生活環境、家族関係等に関する相談

■身体障害者相談員・知的障害者相談員

【お問い合わせ先】 富谷市障がい者等相談支援窓口（☎ 358-3396）

地域の身近な相談先として障がい者の日常生活の悩みや福祉サービスの窓口等の相談に応じます。

生活保護

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

病気やケガなどにより働けなくなるなど、様々な事情で生活に困窮している方を対象に最低限度の生活を保障するとともに、自分たちの力で生活できるように支援することを目的とした制度です。

■保護の申請から決定まで

申請後、生活状況・健康状況・世帯収入・資産状況・扶養義務者の状況などを調査し、原則 14 日以内（遅くとも 30 日以内）に決定します。

■生活保護の内容

- ・生活扶助…衣食等日常生活に必要な費用
- ・住宅扶助…家賃、地代、住宅の修理など
- ・教育扶助…教材費等義務教育に必要な費用、給食費など
- ・介護扶助…介護サービスなど
- ・医療扶助…病気やケガの医療費
- ・出産扶助…出産費用
- ・生業扶助…高等学校の就学に必要な費用、仕事の技術や技能の修得費
- ・葬祭扶助…葬祭費用

富谷市自立相談支援センター

【お問い合わせ先】 富谷市自立相談支援センター（☎ 358-3391）

収入が少なく家計のやりくりが大変、仕事が不安定で転職したい…など、今後の生活に不安を感じている方からの相談を受け、解決に向けて一人ひとりの状態に応じた支援を行っています。

- ・対 象 富谷市民の方（生活保護を受けている方は対象外です）
- ・時 間 平日 8 時 30 分～ 17 時 30 分
※予約不要（正午～ 13 時を除く）
- ・設置場所 地域福祉課内

福祉健康センター

【お問い合わせ先】 福祉健康センター (☎ 358-7466)

福祉健康センターは、ふれあいの場、健康づくりの場、そして、生きがい活動の場として、おおむね60歳以上の市民の皆さんを支援する施設です。平成29年4月より、指定管理とし、富谷市社会福祉協議会が管理運営を行っております。

介護予防の拠点として、教養講座や健康づくりのための介護予防教室など多彩な事業を行っています。シニア向け運動マシンも設置しております(団体での利用は事前に申し込みください。使用目的等により一部利用料金を申し受けることがあります。)

- ・開所時間は、8時30分から17時30分までです。
- ・土・日曜日、祝日、年末年始は、休館となります。
- ・福祉健康センターへは市民バスをご利用ください。

在宅サービス

【お問い合わせ先】 高齢者生活支援事業 保健福祉総合支援センター (☎ 348-1138)

在宅の高齢者の方々が、地域で自立した生活を送るための介護保険サービス以外の事業です。

事業名	内容	対象者	利用者負担
給食サービス事業	栄養とバランスのとれた食事の提供(平日の昼食)	満65歳以上の一人暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方で食事の援助が必要な方	①一般食 300円/1回 ②病態食 300円/1回
家族介護用品(紙おむつ)支給事業	紙おむつの支給	要介護状態区分が4・5の認定を受け在宅で生活されている方(※排泄のほぼ全てをおむつで管理している方)	600円/1ヶ月あたり
会食交流事業(虹いろ会食サロン)	公民館を利用して地域高齢者の会食交流を図る	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者	500円/1回
在宅家族介護者元気づけ(ショートステイ)事業	家庭において要介護高齢者等を介護している家族に代わり、介護を一時的に委託介護老人福祉施設等において行うことにより、介護者の負担軽減とリフレッシュを目的とする。 ※利用日数 7日以内(年間)	要介護状態区分4・5の在宅の方 要介護状態3で認定調査員が評価する認知症高齢者の自立度がⅢ以上の在宅の方	原則無料(介護保険適用分のみ)
在宅家族介護者緊急支援(ショートステイ)事業	介護者が疾病・事故・災害等の事由により、家庭において要介護高齢者等を介護できない場合に、委託介護老人保健施設等へ一時的に入所するもの。 ※原則として7日以内(1回あたり)	身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある概ね65歳以上の市内に居住する者(65歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む)	830円/1日
介護者教室・交流事業	介護に関する勉強会及び介護者の交流事業	介護されている家族の方及び介護に興味のある方	無料

富谷市認知症の人と家族の会	月1回座談会・情報交換会(年1回程度勉強会予定)	認知症の本人・家族	原則無料
高齢者補聴器購入費助成事業	補聴器購入に対する助成 ※申請にあたり事前相談を要す。	次のいずれにも該当する方 ①満65歳以上 ②身体障害者手帳(聴覚)の交付を受けていないこと ③平均聴力レベルが両側40dB以上かつ上記手帳交付対象外 ④市税の滞納がないこと ⑤過去に本助成を受けていないこと	補聴器購入額の範囲内で上限2万円を助成

※事業によっては、申請書類等必要なものがあります。詳細は保健福祉総合支援センターまでお問い合わせください。

介護保険制度

【お問い合わせ先】 長寿福祉課 (☎ 358-0513)

保健福祉総合支援センター (☎ 348-1138)

40歳以上の皆さんは、富谷市が運営する介護保険の加入者(被保険者)です。保険料を納め、介護や支援が必要であると認められた場合には費用の一部(原則1割、一定所得以上は2割または3割)を支払ってサービスを利用できます。

- ・65歳以上の人(第1号被保険者)

介護認定を受けた場合、サービスを利用できます(介護が必要となった理由は問いません。)

- ・40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)

老化などに伴って起こる病気(特定疾病)により介護認定を受けた場合にサービスを利用できます。

■介護サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するには、富谷市に申請をして、要介護認定を受ける必要があります。介護サービスを利用するまでの流れは次のようになっています。

相談	介護サービスが必要になったら、まずご相談ください。お電話でも来庁でもお気軽に、ご相談ください。
↓	
申請	要支援・要介護認定の申請・相談の窓口は、保健福祉総合支援センター 長寿福祉課、各地域包括支援センター ＜申請に必要なもの＞ 介護保険被保険者証 健康保険被保険者証(40歳～65歳未満の方のみ)
↓	
認定調査	市の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについての調査を行います。また、市から主治医宛心身の状況についての意見書の作成を依頼します。
↓	
審査・判定	訪問調査の結果によるコンピュータ判定と医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。
↓	
認定・通知	介護認定審査会の審査結果にもとづいて「自立(非該当)」「要支援1～2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、その結果を通知します。
↓	

認定通知を受けとったら	※居宅サービスを希望する方は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を選びましょう。また、施設サービスを希望する方は、施設に直接申し込みをしてください。 ※要支援認定を受けた方は、お住いの圏域の地域包括支援センターにご相談ください。
↓	
介護サービス計画の作成	認定結果を基に、心身の状況に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）と話し合い、介護サービス計画を作成します。施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用することになります。

■主な介護保険サービス

在宅サービス	●自宅に来てくれるサービス 訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
	●お出かけして受けるサービス 通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）など
	●住みやすくするサービス 福祉用具貸与、住宅改修費支給、特定福祉用具購入費支給など
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院 ※特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として、要介護3～5の方が対象となります。要介護1～2の方の入所については、居宅において、日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由がある場合に限られます。
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など

■介護予防・日常生活支援総合事業

事業内容

・サービス対象者

要支援1・2の認定を受けた方または65歳以上で基本チェックリスト（25項目）により事業対象者と判定された方（地域包括支援センターによるケアプラン作成などが必要）

・サービス内容

〔訪問型サービス〕

- ・訪問介護相当サービス（ホームヘルプサービス）
- ・生活支援型訪問サービス（家事支援を主としたサービス）

〔通所型サービス〕

- ・通所介護相当サービス（デイサービス）
- ・筋トレ型通所サービス

〔一般介護予防事業〕

- ・サロン型通所サービス

障害者総合支援制度（障害福祉サービス）

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

心身に障がいのある方が、種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい、難病患者等）にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ必要な支援を行います。

これらのサービスを利用するためには申請が必要です。

なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって、月額負担上限額が設定されます。

■サービスを利用するまでの流れ

①申請・相談	窓口は地域福祉課
②訪問調査	市の調査員の訪問などによる心身の状況やサービスの利用量を調査
③審査・判定	コンピューター判定と障害支援区分審査会での審査判定
④認定・通知	サービスの支給量が決まり次第、受給者証を発行します。

■障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

主なサービスの名称	
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能型・生活訓練型・宿泊型）、就労系サービス（移行支援・A型・B型）、就労定着支援、療養介護
居住系サービス	施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）

特別障害者手当

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

日常生活において常時特別介護を必要とし著しく重度の障がいのある在宅の20歳以上の方に対して支給します。

- ・助成内容 月額 28,840 円（令和6年4月現在）
- ・所得制限があります

※年度ごと等、金額の変更あり

高齢者・障がい者 外出支援乗車証「とみぱす」

【お問い合わせ先】

高齢者の方：長寿福祉課（☎ 358-0513）

障がい者の方：地域福祉課（☎ 358-3294）

■対象者

毎年4月1日現在、富谷市住民基本台帳に登録されており外出ができる下記①～③のいずれかを満たす方

- ① 70歳以上の方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の方
- ③ 運転免許証を自主返納した60歳以上70歳未満の方

■内容

バス・地下鉄等の運賃を年間2万円分（うち1割は自己負担）助成

重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業

【お問い合わせ先】 地域福祉課（☎ 358-3294）

重度障がいや要介護状態により、介助があっても公共交通機関の利用が困難な方に対し、タクシー利用料金の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されており、かつ在宅の方で、下記の要件に該当する方

- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓機能障害単独で1種1級に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ④療育手帳Aに該当する方
- ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受領証の受領者
- ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
- ⑦介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護3・要介護4・要介護5に該当する方
- ⑧厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「燃料券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容 上限18,000円(年額)

※申請月によって減額あり

重度心身障がい者等自動車燃料費助成事業

【お問い合わせ先】 地域福祉課 (☎ 358-3294)

重度の障がいがあり公共交通機関の利用が困難な方に対し、自動車燃料費の一部を助成するチケットを交付します。

■対象者

富谷市住民基本台帳に登録されている18歳以上(医療的ケア児を除く)の在宅の方で、下記の要件に該当する方

- ①身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級に該当し、障害の部分が上肢・下肢・体幹または移動機能障害単独で1級または2級に該当する方
- ②身体障害者手帳の障害程度が視覚・腎臓・呼吸器・心臓・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独で1種1級に該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方
- ④療育手帳Aに該当する方
- ⑤人工透析療法を受けている特定疾病療養受領証の受領者
- ⑥在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者
- ⑦厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方

※施設入所者または「とみぱす」「タクシー券」を利用されている方は交付対象にはなりません。

■助成内容 上限18,000円(年額)

※申請月によって減額あり

公民館の利用

公民館で実施する、各種講座やサークルの案内などについては、5月に配布される“生涯学習のススメ”をご覧ください。

【お問い合わせ先】 各公民館

富谷中央公民館(☎ 358-2036)、富ヶ丘公民館(☎ 358-2538)、東向陽台公民館(☎ 373-8271)、あけの平公民館(☎ 358-9277)、日古台公民館(☎ 358-8293)、成田公民館(☎ 348-3955)

1. 開館時間 9時から21時

2. 休館日 年末年始(12月29日から1月3日まで)

3. 使用料 使用箇所により料金が異なります。市ホームページによりご確認ください(公共施設案内からお入りください)。

4. 利用申し込み

- ・公民館窓口のほか、オンラインからの予約受付も行っています。
- ・窓口受付時間は、平日の8時30分から17時30分までです。なお、電話での予約はできませんが、利用状況の確認のみ対応いたします。
- ・申請受付開始期間は、使用する日の前月からとなります。

■申請受付期間

申請者	受付期間
サークル登録している団体	毎月1日～
社会教育団体・一般利用者	毎月8日～
週2回目の申請をする場合	毎月15日～

図書室の利用方法

【お問い合わせ先】 各公民館

1. 開館時間 火～金曜日 9時～17時

土・日曜日、祝日 9時～15時

2. 休室日 月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌火曜日)

年末年始、図書整理期間(随時お知らせします)

■はじめて利用するとき

- ・本を借りるには、公民館図書室利用カードが必要です。公民館の窓口で申請してください。住所を確認できるものが必要になります。
- ・市内6公民館のどこからでも借りることができます。
- ・小学生以下の場合は、保護者による申請のうえ登録できます。
- ・利用カードは、ご本人様のみ使用できます。

■本を借りるとき・返すとき

- ・借りられる冊数は10冊で、期間は2週間までです。
- ・返却はどの公民館でも可能です。

■その他

- ・予約、リクエストをすることができます。
- ・他の公民館にある本を取り寄せることができます。
- ・宮城県図書館や他市町村の図書館にある本も取り寄せることができます。

■本を検索するとき

- ・市内にある全ての公民館の蔵書を検索することができます。
- ・検索は図書室のパソコンのほか、自宅のパソコンやご自身